



室蘭市からのお知らせ

公共下水道を使用する 事業者の皆様へ

下水道法の届出は提出しましたか？

下水道に接続している工場や事業場で、特定施設の設置や変更をする場合は、下水道法に基づく届出が必要になります。

特定事業場

特定施設

下水道法に基づく
特定施設の届出を
行う必要があります

特定施設

特定施設とは、下水道法や水質汚濁防止法で定められた人の健康や生活環境に被害を生じる恐れのある物質を含んだ汚水を排出する施設です。

※特定施設例：水産食料品製造業、菓子・めん類等製造業、製版業及び印刷業、生コン製造業、鉄鋼業、旅館業、金属製品製造業、機械器具製造業、ガス供給業、弁当製造業、飲食店、洗濯業、写真現像業、自動車分解整備業、自動式車両洗浄施設、研究・試験・検査機関など

特定事業場

特定事業場とは、特定施設を設置している工場や事業場です。特定事業場からの下水道排水の水質基準は下水道法で定められています。

詳しくは室蘭市水道部下水道施設課ホームページにてご確認ください。

問合せ先

室蘭市水道部下水道施設課管理係

住所：室蘭市寿町3丁目18-59

TEL：0143-46-1311 FAX：0143-46-1315

MAIL：ge-shisetsu@city.muroran.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org8350.html>

ホームページQRコード





室蘭市デザインマンホール蓋

届出書に関するQ&A

Q1. 届出書を出さないとダメですか？

A1. 下水道にはどんな水でも排水できるわけではありません。有害物質等が含まれる下水がそのまま排出されると、下水管を損傷させたり、下水処理場の機能を低下させるため、下水道排水の水質基準が定められています。

特定施設の事業主は下水道法で届出が義務付けられており、違反した場合、罰則を適用する事があります。

※適用例：特定施設の設置届を出さない、または虚偽の届出をした場合、3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金

Q2. 届出書の提出先はどこですか？

A2. 届出書は室蘭市水道部下水道施設課管理係までご提出ください。

Q3. 届出はいつ行うのですか？

A3. 特定施設の「設置」や「構造等の変更」を行う場合、実施する60日以上前に届出が必要となります。また、新たに特定施設となった場合には、特定施設使用届を30日以内に提出しなければなりません。

Q4. 工事着工日の関係で60日以上前の届出が厳しいのですが。

A4. 審査後、届出の内容が適当であると認められる場合は、60日（実施制限期間）を短くすることが出来ます。

Q5. 書き方が分からないのですが。

A5. 室蘭市水道部下水道施設課ホームページにて記入例をご確認ください。

Q6. 特定施設に該当しない場合は、下水道排水の水質基準はないのですか？

A6. 下水道を使用するすべての工場や事業場に対して、下水道排水の水質基準が下水道法や下水道事業条例で定められています。排水の水質が基準を超える場合は、除外施設を設置しなければなりません。

ご不明な点は室蘭市水道部下水道施設課管理係までお問い合わせください。

住所：室蘭市寿町3丁目18-59

TEL：0143-46-1311 FAX：0143-46-1315

MAIL：ge-shisetsu@city.muroran.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org8350.html>

各種様式QRコード

